

## 綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する住宅改修費等による居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な経済的負担の軽減を図るため、被保険者が支給を受ける住宅改修費等の受領を事業者に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅改修等 特定福祉用具若しくは特定介護予防福祉用具の購入又は住宅改修をいう。
- (2) 住宅改修費等 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費、法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- (3) 事業者 法第44条第1項に規定する特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者、法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者又は法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費に係る住宅改修を施工する事業者をいう。

### (受領委任)

第3条 被保険者は、次条第3項の規定により受領委任払取扱事業者の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）により住宅改修等を行う場合は、支給を受ける住宅改修費等の受領を当該登録事業者に委任すること（以下「受領委任」という。）ができる。ただし、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、受領委任ができない。

- (1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載を受けているとき。

(2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一部一時差止がなされているとき。

(3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載を受けているとき。

(4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載を受けているとき。

(受領委任払取扱事業者の登録)

第4条 受領委任払取扱事業者の登録は、事業者の届出により、事業所ごとに行うものとする。

2 前項の登録を受けようとする事業者(以下「登録届出者」という。)は、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録届出書(第1号様式)及び綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る取扱確約書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、受領委任払取扱事業者の登録を行い、速やかに綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録通知書(第3号様式)により、その旨を登録届出者に通知する。

(登録の変更等)

第5条 登録事業者は、事業所の登録事項に変更があったときは、速やかに綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書(第4号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、受領委任払取扱事業者の登録を廃止しようとするときは、速やかに綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者廃止届出書(第5号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録事業者の責務)

第6条 登録事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な住宅改修等を行うよう努めなければならない。

(登録内容の情報提供)

第7条 市は、被保険者に対し、受領委任払取扱事業者の名称、所在等について情報提供を行う。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払取扱事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 法第70条の2第1項（この規定を法第115条の11の規定により、読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、第41条第1項本文の指定又は第53条第1項本文の指定の効力を失った場合
- (2) 法第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合
- (3) 法第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により、第41条第1項本文の指定を取り消され、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止された場合
- (4) 法第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合
- (5) 法第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により、第53条第1項本文の指定を取り消され、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止された場合
- (6) 被保険者の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払を拒否した場合
- (7) この要綱に定める所定の手続を行わなかった場合
- (8) 登録事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の生命、身体又は財産に被害を生じさせた場合
- (9) 不正な手段により、受領委任払取扱事業者の登録を受けた場合又は住宅改修費等の受領を行った場合
- (10) その他市長が取り消す必要があると認めた場合

2 市長は、前項の規定により受領委任払取扱事業者の登録を取消したときは、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により、当該取消しを受けた事業者に通知する。

（委任状の提出）

第9条 受領委任の適用を受けようとする被保険者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第71条、第75条、第90条又は第94条に規定する支給申請に必要な書類に加えて綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る委任状（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（介護給付費の代理受領）

第10条 登録事業者は、被保険者が住宅改修等を行ったときは、当該被保険者からの委任に基づき、当該被保険者が支払うべき当該住宅改修等に要した費用について、

住宅改修費等として当該被保険者に対し支払われる額の限度において、当該被保険者に代わり支払を受けることができる。

2 前項の規定による住宅改修費等の支払があったときは、当該被保険者に対し住宅改修費等の支給があったものとみなす。

(支給又は不支給の決定)

第11条 市長は、受領委任払に係る住宅改修費等の支給申請があったときは、当該住宅改修費等に係る支給又は不支給の決定を行い、綾瀬市介護保険住宅改修費等の受領委任払のお知らせ(第8号様式)を当該登録事業者に送付する。

(返還)

第12条 市長は、登録事業者が偽りその他不正な手段により住宅改修費等を受領したときは、支払を受けた当該住宅改修費等の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

届出者 事業者所在地

事業者名称

代表者氏名

印

受領委任払取扱事業者の登録を受けたいので、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に関する要綱第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の種類	1 (介護予防)特定福祉用具販売	2 住宅改修	
事業所所在地	〒		
フリガナ			
事業所名称			
フリガナ			
代表者氏名			
連絡先等	電話 ( )	FAX ( )	
営業形態	法人 ・ 個人		
介護保険事業所番号			
振込口座	金融機関名	支店名	
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

届出者及び代理受領者は、法人の場合は原則として法人の代表者の方となります。

事業所ごとに届出・受領するには、添付書類として委任状の提出が必要となります。

第2号様式（第4条関係）

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る取扱確約書

（宛先）綾瀬市長

届出者 事業者所在地

事業者名称

代表者氏名

㊞

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る取扱いを申し出るに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 住宅改修等の提供に関しては、関係法令及び綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うように努めること。
- 3 住宅改修等を行うに当たっては、綾瀬市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 住宅改修等を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払が利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払の利用を拒まないこと。

- 6 住宅改修費等については、保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- 7 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を市に通知すること。
  - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修等を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
- 8 住宅改修等に関する記録を整備し、住宅改修の完了又は特定福祉用具の販売の日から5年間保存すること。
- 9 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 10 被保険者から苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 11 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。
- 12 綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱第4号様式にて市長に届け出ること。

13 登録を行っていた事業を廃止するときは、速やかにその旨を要綱第5号様式にて市長に届け出ること。

第3号様式（第4条関係）

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで届出のあった受領委任払取扱事業者の登録について、次のとおり登録したので、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に関する要綱第4条第3項の規定により通知します。

登録番号			
事業の種類			
事業所所在地	〒		
フリガナ			
事業所名称			
フリガナ			
代表者氏名			
連絡先等	電話	( )	F A X ( )
営業形態			
介護保険事業所番号			
振込口座	金融機関名		支店名
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

第4号様式(第5条関係)

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

届出者 事業者所在地

事業者名称

代表者氏名

印

年 月 日付で登録を受けた受領委任払取扱事業者の登録事項について、次のとおり変更したので、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に関する要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

登録番号		
事業所所在地	〒	
フリガナ		
事業所名称		
変更の内容		
変更事項	変更前	変更後

第 5 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者廃止届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

届出者 事業者所在地

事業者名称

代表者氏名

印

年 月 日付けで登録を受けた受領委任払取扱事業者の登録について、次のとおり受領委任払取扱事業者の登録を廃止したいので、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

登録番号	
事業所所在地	〒
フリガナ	
事業所名称	
廃止の理由	

第6号様式（第8条関係）

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで登録を受けた受領委任払取扱事業者の登録について、次のとおり登録を取り消したので、綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に関する要綱第8条第2項の規定により通知します。

登録番号	
登録年月日	
事業の種類	
事業所所在地	〒
フリガナ	
事業所名称	
フリガナ	
代表者氏名	
取消理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として（訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第7号様式（第9条関係）

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る委任状

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

委任者 (被保険者)	被保険者番号	
	氏名	Ⓜ
	住所	〒 -
	サービスの種類	・福祉用具（特定福祉用具・特定介護予防福祉用具）販売 ・住宅改修

私は、次の者に保険給付費の請求及び代理受領に関する一切の権限を委任します。

（受領委任払に関する登録事業者）

受任者 (登録事業者)	登録番号			
	事業所名			
	代表者名	Ⓜ		
	所在地	〒 -		
	電話番号			
口座振込先	金融機関名		支店名	
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

様

綾瀬市長

綾瀬市介護保険住宅改修費等の受領委任払のお知らせ

先に被保険者から申請のありました給付費について、次のとおり決定しましたので通知します。

支 給 額		振込予定日	
振込口座	金融機関名	支店名	
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号 *****
	フリガナ		
	口座名義人		

支 給 明 細

被保険者番号 被保険者氏名	サービス提供年月 整 理 番 号	サービス内容	実購入額 / 実改修額	支給 / 不支給	支給対象額 保険給付額

問い合わせ先